

憲法講演会

入場無料
予約不要

自衛隊を明記する憲法9条改正がもたらすもの ～自衛隊の実態を踏まえて考える

憲法に自衛隊を明記する内容の憲法改正案が、早ければ今年秋の臨時国会に提出される可能性があります。そこで、憲法9条の意義・内容、自衛隊の実態、そして憲法に自衛隊を明記することによって何が変わり、何が変わらないのかについて皆様と一緒にあらためて考えたいと思います。



日 時 2018年11月11日(日)
14時～16時 (13時半開場)

会 場 クロスパル新潟
4階映像ホール(定員150)
新潟市中央区礎町通3-2086

講 演 「憲法を変えるとはどういうことか
——憲法改正の三つの作法」

早稲田大学法学学術院教授
講師 水島 朝穂 さん



【プロフィール】

みずしま・あさほ 96年より早稲田大学法学部教授。憲法，法政策論。博士（法学，早稲田大学）。憲法理論研究会（創設者・鈴木安蔵）代表（2010-2012年），全国憲法研究会代表（2013-15年）。単著『平和の憲法政策論』日本評論社，『現代軍事法制の研究』同，『18歳からはじめる憲法』法律文化社，『はじめての憲法教室』集英社新書，『ライブ講義 徹底分析!集团的自衛権』岩波書店，『東日本大震災と憲法』（早稲田大学出版部）ほか。共著に『検証・防空法』法律文化社ほか多数。

ホームページ「平和憲法のメッセージ」<http://www.asaho.com/>

主催 新潟県弁護士会

共催（予定） 日本弁護士連合会
関東弁護士会連合会

お問い合わせ 新潟県弁護士会事務局

電話 025-222-5533（代表）

<http://www.niigata-bengo.or.jp>

